

桐生市議会出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議員が市民に対して、議会の役割、仕組み、活動等を説明することにより、市民と議会が対話を通して相互理解を深め、開かれた議会の実現に寄与するため、桐生市議会出前講座(以下「出前講座」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受講者)

第2条 出前講座を受講することができる者は、市内に住所を有する者又は通勤若しくは通学する概ね10人以上の者で構成された団体、グループ等とする。
ただし、議長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(内容及び所用時間)

第3条 出前講座の内容は、議会の仕組みとする。
2 出前講座の所用時間は、最大90分までとする。

(講師)

第4条 出前講座の講師は、桐生市議会議員が行うものとする。

(開催日時及び場所)

第5条 出前講座の開催は、次に掲げる日を除く日の午前10時から午後7時までの間とする。ただし、議長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
(1) 桐生市議会定例会及び臨時会の会期中
(2) ゴールデンウィーク及び年末年始の連休
2 出前講座を開催する場所は、市内に限るものとする。

(申請及び決定)

第6条 出前講座を受講しようとする者は、桐生市議会出前講座受講申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。
2 議長は、前項に規定する申請を受けたときは、出前講座の実施を決定し、桐生市議会出前講座実施通知書(様式第2号)により通知するものとする。
3 議長は、前項の規定により実施の決定をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(受講の制限)

第7条 議長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を中止、又は実施しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利団体等がその目的達成のために行う集会及び催しに係るものと認められるとき。
- (3) 趣旨に基づいた内容等にそぐわないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が不適当と認めるとき。

(変更届)

第8条 第6条の規定により出前講座の実施の決定を受けた者（以下「受講者」という。）が、希望日時、会場その他申請事項を変更し、又は受講を取り消そうとするときは、速やかに議長に連絡しなければならない。

(費用及び会場の確保)

第9条 出前講座で使用する会場は、受講しようとする者が確保するものとし、会場の使用料その他受講に要する費用は、受講者が負担しなければならない。

2 出前講座の講師の派遣に係る費用は、無料とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。